

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

- コンタクトレンズ診療に係る点数は下記のとおりです。

初診料	291点
外来診療料(再診料)	76点
コンタクトレンズ検査料1	200点

- 過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある場合、外来診療料（再診料）を算定します。
- コンタクトレンズ装用を目的に受診された患者であっても、厚生労働省が定める疾病を治療する必要があるときは、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく眼科的検査料を算定する場合があります。
- 上記について、不明な点はご相談ください。
- 診療医師名、及び眼科診療経験

諸戸 尚也 (R7年度より) / 近藤 康平 (R7年度より)

病院長